

**和歌山県ジェンダー平等推進センター運営事業
業務委託に係るプロポーザル公募要領**

令和8年1月8日

和歌山県

和歌山県（以下「県」という。）では令和8年度に、ジェンダー平等推進センター（以下「センター」という。）運営事業の一部を民間団体等に委託して実施するため、この業務を行う団体等を、公募型プロポーザル方式により募集します。

なお、本事業は、和歌山県議会令和8年2月定例会において、本事業に係る令和8年度予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をする場合があります。またその場合、本県は責を負いません。

1 対象施設

施設名	所在地
和歌山県ジェンダー平等推進センター	和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ピッグ愛9階

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

和歌山県ジェンダー平等推進センター運営事業

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 提案限度額

業務を実施するために必要な経費として、選定された事業者が提示した額をもとに、別途県の予定する事業計画及び受託者の企画提案内容に基づき、県と受託者が協議の上、決定することとします。

なお、県が支払う額の上限は、金 12, 680 千円（消費税及び地方消費税の額を含む）とします。

※募集時点の予算額であり、状況により変更が生じる場合があります。

(4) 委託契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とします。

ただし、委託業務を継続することが適当でないと認められるときは、この期間内であっても、契約の全部又は一部を取り消すことがあります。

3 申請資格

申請者に必要な資格等は、次のとおりとします。

(1) 県内に主たる事務所又は活動拠点を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。

ア 個人では申請できません。

イ 複数の団体で共同（以下「コンソーシアム」という。）による申請も可能ですが、この場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

ウ コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員になる事や、単独で申請を行う事はできません。

(2) ジェンダー平等の推進に関する活動の実績があること。コンソーシアムによる申請の場合は、ジェンダー平等推進に関する活動の実績を有する団体が構成員に入っていること。

(3) 県の要請に応じ、迅速かつ円滑に事務処理ができること。

- (4) 当委託業務に係る説明会（令和8年1月21日（水）に参加していること。コンソーシアムによる申請の場合は、構成員のいずれかが説明会に参加していれば申請できるものとします。
- (5) 当該事業を的確に遂行する能力を有する団体等であり、次の①から⑥までのすべての要件を満たす者とします。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続を行っている者でないこと。
 - ④ 消費税及び地方消費税並びに県税の滞納がない者であること。
 - ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員の統制下にある者ではないこと。

4 スケジュール

(1) 公募要領、仕様書の配布	令和8年1月8日(木)～1月20日(火)
(2) 公募要領等に関する質問（別紙1）受付締切	令和8年1月23日(金)17時まで
(3) 説明会参加申込書（別紙2）受付期限	令和8年1月20日(火)17時まで
(4) 説明会	令和8年1月21日(水)14時から
(5) 質問に対する回答期限	令和8年1月28日(水)17時まで
(6) 企画提案書等の提出締切	令和8年2月10日(火)17時まで
(7) プレゼンテーション、選定委員会	令和8年2月20日(金)14時から
(8) 選定結果通知及び公表	令和8年3月中旬

5 申請手続

(1) 公募要領、仕様書の配布

①配布日時 令和8年1月8日（木）～令和8年1月20日（火）
月曜日（休館日）を除く日の9時～17時30分

②配布場所 和歌山県ジェンダー平等推進センター
和歌山市手平二丁目1番2号 和歌山ビッグ愛9階
電話番号 073-435-5245（直通）
※郵便での配布は行いません。

公募要領等は、和歌山県ホームページからダウンロードできます。

(2) 質問書に関する質問受付締切及び回答締切

公募要領等の記載内容に関して質問事項がある場合は、質問と回答を以下のとおりにより行います。

①受付締切 令和8年1月23日(金)17時まで

②提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、公募要領等に関する質問書（別紙1）に記入の上、電子メールでファイル添付にて提出のこと。
(※ファイル形式は Microsoft Word とすること)

宛先：和歌山県ジェンダー平等推進センター

電子メールアドレス：e1105011@pref.wakayama.lg.jp

(電子メール送信の際には、件名に「ジェンダー平等推進センター運営事業公募要領等に関する質問」と記載のこと)

③回 答 質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウに関するもので、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和8年1月28日(水)17時まで和歌山県ホームページで公表します。

(3) 説明会

- ①開催日時 令和8年1月21日（水）14時から
②開催場所 和歌山県ジェンダー平等推進センター 会議室A
和歌山市手平二丁目1番2号 和歌山ビッグ愛9階
電話番号 073-435-5245（直通）
③参加申込
• 申請を希望する方は必ず説明会に参加してください。
• 説明会開催までに説明会参加申込書（別紙2）に記入の上、電子メール又はFAXでジェンダー平等推進センターに申し込んでください。
申込先：和歌山県ジェンダー平等推進センター
E-mail e1105011@pref.wakayama.lg.jp
FAX 073-435-5247

※説明会当日、会場においても公募要領等を配布します。

(4) 企画提案書の受付

企画提案書のほか下記「6 提出書類」は、持参又は郵送してください。

- ①受付締切 令和8年2月10日(火)17時まで
※持参の場合は、月曜日（休館日）を除く日の9時～17時
②受付場所 和歌山県ジェンダー平等推進センター
〒640-8319 和歌山市手平二丁目1番2号 和歌山ビッグ愛9階
③その他 郵送の場合は必ず「簡易書留」、「書留」、又は「レターパック」とすること。

(5) プрезентーション（書面審査に変更する場合があります）

- ①日時 令和8年2月20日(金)14時から
②場所 和歌山県ジェンダー平等推進センター 会議室C
和歌山市手平二丁目1番2号 和歌山ビッグ愛9階
※詳細については企画提案書提出者に別途通知します。

6 提出書類

- (1) 和歌山県ジェンダー平等推進センター運営事業業務委託企画提案書
(様式1又は様式1-2)
(2) 当事業に関わるスタッフ一覧(様式2)
(3) 組織に関する調書(様式3)
(4) 見積書(様式4又は様式4-2)、見積詳細(様式4-3)
(5) 直近の事業年度の事業内容及び収支内容がわかる書類
(6) 公募要領「3 申請資格」を満たす旨の宣誓書(様式5)
(7) 定款及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
(8) 貸借対照表、損益計算書
(9) 印鑑証明書
(10) 和歌山県税の未納がないことを確認できる証明書
(11) 消費税及び地方消費税の未納がないことを確認できる証明書
(12) 提出書類のうち該当のないものについての申立書(様式6)
なお、(7)～(11)については、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する団体は提出する必要はありません。

7 申請に関する留意事項

(1) 失効又は無効

次に掲げる場合は、当該申請は失効又は無効となります。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出されたとき。
- ② 提出した書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

- ④ 本公司要領に違反すると認められるとき。
 - ⑤ 申請資格を有していないことが判明したとき。
 - ⑥ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- (2) 申請内容変更の禁止
提出書類の変更、差替え、再提出は認めません。
- (3) 企画提案書の取扱い
提出された書類は返却しません。
- (4) 申請の辞退
企画提案書類を提出した後に辞退する際は、辞退届(様式任意)を提出してください。
- (5) 費用負担
申請に係る経費は、全て企画提案書提出者の負担とします。
- (6) 情報公開
企画提案書類は、和歌山県情報公開条例に基づく請求により開示することができます。

8 受託者の選定

ジェンダー平等推進センターの運営及び各事業の実施に当たっては、ジェンダー平等推進についての専門的知識の他、県民サービスの向上や利用拡大、適切な実施体制の確保等が求められるため、申請者の有する企画や運営の能力を総合的に評価して選定します。

- (1) 選定の方法
選定は、県が別に設置するジェンダー平等推進に関する有識者等による選定委員会において行います。
- (2) 審査基準及び審査内容
企画提案書、組織に関する調書等の提出書類、プレゼンテーション（所要時間15分以内で、その後選定委員からの質疑あり）の内容を参考に、別表の審査基準による各委員の評価を基に、選定委員会で合議します。
- (3) 受託者の決定
上記の審査結果において、その総合得点が最も高い応募者を受託候補者として選定します。また、二番目に総合得点が高い応募者を次点として選定します。
県と受託候補者において業務内容を協議した上で、県の予算が成立した後、委託契約を締結します。
受託候補者との協議が整わない場合、又は受託候補者決定後に当該申請が失効又は無効となる行為があったことが認められたときは、次点として選定された者を相手として委託契約の締結を行う場合があります。
- (4) 選定結果の通知及び公表
選定結果は、応募者全員に文書で通知するとともに、以下の内容をジェンダー平等推進センターのホームページにて公表します。
 - ① 委託候補者の名称及び評価点
 - ② 次点以下の者の評価点（提案者名は公表しない）

9 問合せ先

和歌山県ジェンダー平等推進センター

所在：〒640-8319 和歌山市手平二丁目1番2号 和歌山ビッグ愛9階
電話：073-435-5245(直通) FAX：073-435-5247
E-mail：e1105011@pref.wakayama.lg.jp
ホームページ：<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031501/>

別表

選定委員会審査基準

選定基準	審査事項	審査内容	点 数	
1 基本方針	設置目的等の理解	企画提案書の内容が、ジェンダー平等推進の現状や課題を理解し、施設の運営目的に合致した内容となっているか。	20	20
2 事業計画	サービス向上、利用拡充のための計画	サービスの向上、利用者の増加を図るための具体的な手法及び効果が期待できる内容になっているか。	20	50
	連携の促進	地域住民や関係機関・団体等との連携が図られる計画で、地域におけるジェンダー平等の推進とネットワークの構築が期待できる計画になっているか。	20	
	経費の見積	事業の経費に係る積算が妥当なもので、提案内容と整合性がとれているか。	10	
3 実施体制	人的体制	ジェンダー平等推進に関する知識と経験を有する職員を配置し、受託業務を十分に実施できる体制になっているか。また、緊急時における体制が整えられているか。	15	30
	経営・業務実績	経営基盤がしっかりとしており、事業実績が良好であるか。 特にジェンダー平等推進に関する事業で良好な実績を有しているか。	15	
合 計				100